

比布町ちょっと暮らし住宅貸付事業実施要綱

(目的)

第1条 比布町移住促進対策事業の一環として、比布町へ移住を希望する者が、町内での生活を体験する機会を提供し、移住の促進を図る。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者とは、町への移住を希望する者のうち、町の移住相談窓口を通じて移住しようとする者。ただし、転勤又は婚姻による転入者、観光旅行及び業務遠征等など一時的な滞在を目的とする者は除く。
- (2) ちょっと暮らし住宅とは、日常生活を営むための家具、家電製品等を備え、手軽に生活体験ができるための次の住宅。

名称 比布ちょっと暮らし住宅「蘭留町有住宅」

所在地 比布町北9線14号

間取り 居間、和室2部屋、洋室、台所、トイレ、風呂

棟数 1棟

(利用対象者)

第3条 ちょっと暮らし住宅（以下、「住宅」という。）の利用対象者は次に定めるものとする。

- (1) 移住希望者のうち、短期の移住体験を目的として利用を希望する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団でないこと。
- (3) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める要件を満たすこと。

(利用申請)

第4条 住宅の利用を希望する移住希望者（以下「利用者」という。）は、「比布町ちょっと暮らし住宅利用申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(利用許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、「比布町ちょっと暮らし住宅利用許可書」（様式第2号。以下、「許可書」という。）を交付する。

2 町は、前項の許可する場合において、当該年度に同一者又はその家族から2回以上の申請があったときは、利用後30日以上を隔てなければ許可することができない。

(契約)

第6条 許可書の交付を受けた利用者は、「比布町ちょっと暮らし住宅賃貸借契約書」(様式第3号。以下、「契約書」という。)により町長と締結し、住宅を利用できるものとする。

(利用日数)

第7条 住宅の利用日数は、第3条1項1号に定める利用については、10日以上30日以内とする。ただし、町長が特別に認めた場合は上記以外の期間においても利用できるものとする。

(利用料)

第8条 住宅の利用料は次のとおりとする。

利用種別	利用日数	住宅使用料	光熱水費等 (電気・水・ガス代含む)
短期移住体験	10日～30日	1日当たり 853円	1日当たり 1,147円 ※灯油代別 1日当たり 500円 (10月～4月)

2 利用者は、前項の利用料を契約と同時に町に納めなければならない。

3 第1項の利用料以外に係る費用(情報等通信費や日常生活にかかる消耗品等)は利用者の負担とする。

4 第2項により納めた料金は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、前条第1項による料金を納めた後に、町長から住宅の鍵を受け取り、住宅の利用ができるものとする。この場合、利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守や就寝時には施錠するなど善良に管理すること。又、鍵を紛失したときは速やかに町長にその旨を報告すること。

(2) 火気の取り扱いに十分注意するとともに、冬期の水道凍結防止に配慮し、備え付けの備品等を適切に取り扱うこと。

(3) 利用者は周辺環境の除草や除雪を適宜行い、住宅の適正管理を行うこと。

(4) ごみは、町の定められた方法により適切に排出すること。

(5) 利用者は、住宅の利用期間が満了したときには、直ちに町長へ鍵を返却すること。

(6) その他、住宅の利用に関し、町長が必要と認める事項

(制限される行為)

第10条 利用者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 住宅を使用して就業、興業等の行為を行うこと。
- (3) 住宅敷地内において、ペット等の動物を同伴すること。
- (4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 政治、宗教の普及や勧誘、儀式、その他これに類する行為を行うこと。
- (7) 近隣に騒音、悪臭等迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (9) その他住宅の借用にふさわしくない行為をすること。

(利用許可の取り消し)

第11条 町長は、利用者に前2条の規定に違反する行為があったと認めるときは、第5条の規定による利用許可を取り消すことができる。

(明渡し)

第12条 利用者は、利用期間が終了する日まで、若しくは前条の規定に基づき利用許可が解除された場合にあつては、直ちに住宅から退去しなければならない。この場合において利用者は、通常使用に伴い生じた損耗を除いて住宅を原状回復しなければならない。

- 2 利用者は、前項前段による明渡しを行うときは、明渡し日を事前に町長へ通知しなければならない。
- 3 町長は、第1項後段の規定に基づき利用者が行う原状回復の内容及び方法について、利用者と協議するものとする。

(立入り)

第13条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造保全その他住宅の管理上特に必要があるときには、利用者の許可なく住宅内に立ち入ることができるものとする。

- 2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立ち入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は過失により住宅及び設備を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による住宅等を破損、汚損、滅失したときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(事故免責)

第15条 住宅等が有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事項に対して、町はその責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。